

平成22年4月

第2回

災害土砂処理委託調査

特別委員会会議録

4月7日（水）

防 府 市 議 会

○日時 平成22年4月7日(水) 午後1時31分

○場所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

○出席委員(14名)

| | | |
|------------------|----|-----|
| 災害土砂処理委託調査特別委員長 | 伊藤 | 央 |
| 災害土砂処理委託調査特別副委員長 | 大田 | 雄二郎 |
| 災害土砂処理委託調査特別委員 | 安藤 | 二郎 |
| 〃 | 河杉 | 憲二 |
| 〃 | 木村 | 一彦 |
| 〃 | 重川 | 恭年 |
| 〃 | 田中 | 健次 |
| 〃 | 田中 | 敏靖 |
| 〃 | 土井 | 章 |
| 〃 | 松村 | 学 |
| 〃 | 三原 | 昭治 |
| 〃 | 山田 | 耕治 |
| 〃 | 山根 | 祐二 |
| 〃 | 山本 | 久江 |

○欠席委員(1名)

藤本 和久

○委員外議員（2名）

高 砂 朋 子
行 重 延 昭

○出席書記

森 重 豊

午後1時31分 開会

○伊藤委員長 ただいまから災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、藤本委員でございます。

なお、本日の委員会でございますが、公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 異議ないものと認めます。それでは、公開といたします。

では、お手元のレジュメに沿って進行をいたしたいと存じますので御協力をよろしくお願いいたします。

最初に、1、付託事件について御協議をいただきたいと存じます。事前に検討いたしました結果、「一般廃棄物にした理由、経緯」、それから「県と市の協議の内容」、それから「契約に至る経緯」、「国庫補助金について」の4項目、こちらを付託事件としたいと存じますが、いかがでございましょうか。

○田中健次委員 今のことを付託事件にするということについてはいいんですけども、追加で随意契約の相手業者が一般廃棄物処理業の許可を得た経緯について、これも加えていただきたいというふうに思います。このことについては議会の議論でも触れられておりませんが、その後、廃棄物処理法、いろいろ見ると一般廃棄物の収集、運搬、処理をするそういう一般廃棄物処理業ですけども、これを許可するのが市の権限ですけども、当該市町村が一般廃棄物の収集、運搬あるいは処分が困難な場合、そのときに限って許可が出るというふうになってるんですね。そういうことでいくと、去年の8月の時点でなぜそういった許可がされたのか。ややちょっと、ここにさかのぼって疑問点もあると思うので、そういうことから随意契約の相手業者が一般廃棄物の処理業の許可を得た経緯とい

うものをつけ加えていただきたいと、こういうふうにはちょっと思っておりますが、どうでしょうか。

○伊藤委員長 今、田中委員からございました。随意契約の相手先業者でございますが、この業者が一般廃棄物の処理業の許可を得た経緯についても調査事件に加えてはどうかという御提案でございました。考えられるのは、これを付託事件として追加する、もしくは考えられるのは、先ほど申しました中の「契約に至る経緯」、この中に含めて調査を行うと、この2つが考えられるかと存じます。いかがいたしましょうか。

○安藤委員 ちょっと確認ですけれども、一般廃棄物処理業という認可と機械設置許可というものとどういう関係にあるか。すなわち一般廃棄物処理業を持ってないと今回の仕事はできなかったのか。そうではなくて、機械設置許可があればできたのか。一般廃棄物処理業がなくても機械設置の許可があれば今回の仕事はできたのか、委託はできたのか、どうなのか、その辺が明確でないんですよ。ですから、今のとも大いに関係がしてくるんですけども、その辺のところちょっとどっかで入れてもらえるとありがたいなと思うんですけど。

○伊藤委員長 今のは契約に至る経緯の中に含まれると存じますので、その中の調査の中で明らかにしていければというふうに存じます。よろしいですか。今、どちらか明確には無理ですね。これの調査を行いますので。

○土井委員 先日の本会議の議事録をずっと読んでみますと、10月からずっと作業を進めてきたと。その中ではスケルトン方式は許可が要らないと。だから、いろんな業者が入札に参加できると。こういう説明であったような気がしますんで、その意味では一般廃棄物の処理業は必要条件ではないと、なかったんではなかろうかなという感じはしますが、結果的に一般処理業の免許を持っておれば、施設許可もあったものとみなすという、そのみなし許可ですか、それが2月の中旬から出てきたわけですから、結果的には因果関係があるわけですよ。一般廃棄物の処理業の免許を持ってなければ施設許可を持っているとみなす規定が適用されないわけですから。2月ごろにはそういうふうな動きをしていますよね。ですから、私はどちらでも、今、田中委員さんがおっしゃるように個別立てをするにしても、あるいは一連の契約の流れの中でやっても、どちらでもいいんですが、いずれにしてもどちらかで審議はできるというふうに思っています。それと、先ほど県の許可で、市の許可。（「市の許可」と呼ぶ者あり）市の許可ですね。

○松村委員 つけ加えるなら、防府市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第17条、一般廃棄物処理業等の許可において、「申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経済的基盤を有すること」と、こういうことになっております。このやっ

ば時点まで、やはりさかのぼって議論していかんと真相がまた見えてこないのかなと、よりクリアに見えてくるのではないかなと思うので、私も今、田中委員がおっしゃったように、そういったところから議論をしたらどうかというふうに思っております。

○伊藤委員長 別立てのほうが良いという。ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、付託事件として別立てで立てたいというふうに思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、先ほど申しました4点に加えまして、このたびの契約改定、業者が一般処理業の許可を得た経緯、これについても付託事件ということで5点目として加えたいというふうに存じます。

それでは、付託事件については協議いただいたように決したいと存じます。

次に、2番、本調査に係る記録提出の請求でございます。市長に対し、どのような記録をいつまでに提出するよう求めればよろしいかということについて御協議願います。（発言する者あり）ちょっと手を挙げてお願いします。

○三原委員 市は市長ということは、県は県知事ということですか。

○伊藤委員長 そうということですね。まず、市のほうからいきたいと思いますが、どれとどれというのかなり多うございますので、先ほど協議いただきました5点に係る資料一切ということで求めたいと存じますが、いかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 ということで……

○土井委員 今、三原委員のおっしゃいました県知事ですけれども、市が受け取っとらんちゃ、県知事さんに頼まんにゃいけないのですけども、とりあえず県から出た書類を、受け取った書類を市長部局に出せと言え、出てくれば何も知事に求める必要はないのかなと。いや、そねえなものは受け取っちゃらんと行って、県は出した、市は受け取っちゃらんと行って言われれば知事のほうに請求せんにゃいけないですけど、とりあえずは県とのやりとりの書類も含めた一件の書類ということで市長に求めれば、当面は済むかなという気がしておりますが。

○伊藤委員長 このような御意見ありましたけど、いかがですか。

○三原委員 今、もう一度確認なんですけど、書類って、書類の部分はわかります。口頭の部分がございませぬ。口頭で恐らく、市も、県も口頭でやりとりやった中で議事録というか、記録を必ずとられていると思うんですよ。例えば、前回もちょっと協議した中で

こういうもの出てきましたね。これ記者会見の資料ですが。資料も時系列的にすべて中身をつづったものをつくっているということもちょっと聞いております。両者ともそれをやっぱり提出してもらったほうが、より中身がわかりやすくなるのではないかと思いますけど。

○伊藤委員長 ほかに御意見ございますか。

○山田委員 私も三原委員の意見に賛成で、県と市とで両方の意見が今、食い違っとるっていうところが大きな問題になっとるわけですよ。ここでやっぱり両方のところからしっかり出していただいて、そっから整合性を求めていくっていうやり方が一番ベストじゃないかと思うんですが。

○土井委員 十分理解できるんですけども、そうすると3番目の説明員、参考人、証人の出席要求っていうか、そことどう整合するか。ああいうやりとりした、こうしたっていうのは、要するに説明に来てもらって、そこで言ってもらえれば、逆に言えば文書、電話でのやりとりの文書出せって言われたら、わざわざ呼んですることもないかなというような話にもなるかなという、ちょっとその懸念があるかなという気がします。だから、3番目の議題との関係をどう整理するかっていうことだと思います。

○伊藤委員長 ほかにございますか。

私の意見を述べさせていただきますが、県に対して記録一切というような記録の請求の仕方、ちょっと難しいかなというふうに考えています。市であれば、これどうかねとか、こうかねという細かいところ詰められるんですけども、県が市のように口頭とか連絡を文書として残しているかどうかっていうのははっきりしませんし、これはちょっと難しいのではないかなというふうに考えております。まずは市に係る一切の記録等を請求いたしまして、さらに、次で御協議いただきますが、参考人として市、県とをお呼びしてお話お聞きする中で、必要とあればまた県に記録の提出を求めていくという形ではいかがでしょうか。

○三原委員 今の、県が記録を残しているか、残してないかっていう、わからないっていうことだったんですけど、先般の記者会見でちょっと聞きましたところ、そういう記録もちゃんととっているという話は聞いておりますけど、できましたら市、一方的にそれを求めるのではなく、やはり公平性の観点から両方から求めたほうが。一応、ないって言われればそうですけど、あれば提出していただくという形をとったほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山本委員 私も100条調査委員会、こういうふうな形で立ち上げて、それぞれの意をきちっと聞くという、その上で調査委員会の中でしっかり議論をしていくっていうことが筋ですので、初めから県はなかなか資料は提出しにくいっていう考え方に立つというのは

どうかなってという思いがしております。提出できる範囲で、範囲でっていうのもおかしいですけども、精いっぱい出していただいて、真相はどこにあったのか、状況はどうだったのかっていうことを確実に委員会でつかんでいくっていう方向性のほうがいいのではないかとこのように思っております。

○伊藤委員長 私、先ほど申したのは県がしにくいていうことじゃなくて、こちらが請求しづらいと。かなり詳細にお願いしないと難しいだろうと。それを文書としてどうつかってというのは難しいんじゃないかなということなんです。

ほかにございますか。

○重川委員 結局は、今までの報道にもよるんですけども、市のほうで嘉村副市長が県の指導、よりどころにというふうなことをおっしゃっています。県はそうではないと、こういうこともおっしゃっておりますんで、文書でのやりとりというのは当然どちらも保管していると思うんですね。ですから、あとは結局口頭というか、電話というか、その辺の解釈というのも重要な要素になると思うんですね。市のほうは県のだれと、いつ、どういうふうなやりとりをしたという記録を残していると。県にも当然そういうやりとりというのは記録があるだろうと思うんですね。その辺のこともポイントになると思うんで、やはり先ほど山本委員もおっしゃったようにやはりすべてそういうやりとりというのを出してもらって、あとの3番、説明員、参考人、証人というお方に出ていただく場面が出てきたら、そのときにその説明とその文書あるいは口頭でのやりとり文書、それとの整合性というのも重要じゃないかと思うんで、やはりある文書はすべて出してもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○伊藤委員長 その他ございますか。

○田中健次委員 私も電話云々は別にして、文書で残しておられる記録のたぐいは、あるいは市に出した文書、これはダブるかもしれませんがけれども一応出していただいて、書類上でまずある程度精査するというのか、そういうことが必要だろうと思うんですね。双方の主張、主張というのか、双方の認識を書類上でまず精査するというのか、その中で双方の認識が合っているものは別に説明員とか参考人とかいろんな形で詳しく聞く必要もないし、むしろ時間を節約する意味でも書類である程度出せるものは出していただいて、そこで我々が事前に文書を読んで精査すればいいわけで、食い違うところだとか、それからちぐはぐなところについてやはり説明員とか参考人という形で聞くということにどうしてもなると思うんですね。一から十まで説明員、参考人で聞くというような、あるいは証人ということもあるかもしれませんが、そういう意味で県の記録に残っているようなものは、改めてその文書をつくるわけじゃなくて、記録に残っておるものは出していただく

というふうをお願いしたいんですけどもね。

○伊藤委員長 県と市との主張のそご等について精査の必要があると。また、時間短縮のためにも、まずは文書を精査して、そごについて明らかにしていくということが必要という御意見が多いように存じます。ということで、県に対しても残しておられる記録等について請求していくということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 じゃ、そのようにいたします。

いつまでに提出という期限でございますが、これについてはいかがいたしましょうか。

○河杉委員 これは日程の絡みも入ってくると思うんで、それに合わせて、例えば委員会の何日前とかいうような形で決められたらどうですか。

○松村委員 14日に臨時議会もありますし、その日ぐらいがいいんじゃないかなと。19日から集中審議、土日挟んで集中審議いたしますから、14日が適当なんじゃないかなと。全議員さんも来られますし、確実に皆さんに資料が行き渡るのではないかと、私はこのように考えております。

○伊藤委員長 とりあえず1週間ということを考えまして、14日で請求を両者にいたします、2件とも。相手先の御都合もあるかと存じますが、当委員会としては14日までに係る記録一切を提出してくれということで追求したいと存じますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、期限については14日ということにいたします。

次に、3番、説明員、参考人、証人の出席、また出頭要求でございますが、事前の協議で考えられる方としては、防府市役所の関係では嘉村副市長、それから古谷前生活環境部長、吉村生活環境部次長、阿部土木都市建設部長、安田前入札検査室長の5名ということで考えておりますが、よろしいでしょうか。

○三原委員 前回、ちょっと協議でも言ったんですが、先ほど田中委員のほうからも出ました一般廃棄物処理業の許可に関する経緯というのも出てきました。ということは、直接許認可の窓口ということで対応された方も当然呼ぶべき、召集すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○松村委員 私もそのように思います。実は、私、今この辺で興味がありますのが、職員とほかの防府市の業者の方々がこの許可をとってもらって入札しようとしていたという、ちょっとそういう事実かどうかまだわかりませんが、話を聞いていまして、ぜひこの辺の解明もしてもらえばいいなと思っております。そのためにもそういう許可に当たっていた職員の方々の参考人招致をお願いしたいなと私も思います。

○伊藤委員長 そのほか御意見ございますか。今の担当者について御意見がございましたらおっしゃってください。

それは、当然許可出したのは防府市長であり、担当部長、クリーンセンター所長もお呼びするわけですが、それとは別に窓口で直接対応した職員もということですね。それは必要だと。お二人がおっしゃるのはそういうことですね。

○三原委員 実際的に流れからすれば、許認可の権限は市長と、最終的には。これ報告事項という形で流れがなると思うんですよ。だから、直接そこに至るまでに携わった職員の方は当然呼んでお話を聞くべきだと思います。

○伊藤委員長 担当した人が課長以下であれば、そこから上は全部入りますけど、そういうことですか。

○三原委員 もうこれ、聞かれたらわかると思います、やられた方が。特定されてくると思いますので全員呼んでってということじゃなく、一番詳しく、一番中で主導的にそれを担当された方を代表として呼べばいいことだと思います。

○伊藤委員長 事務局、氏名がわからず出頭を求めることはちょっとできますか。

○森重議会事務局長 それはちょっと無理です。

○土井委員 この議事録の中にも、交渉にはだれが当たったかという中で所長と課長補佐というのが二度も三度も出てくるんですよ。多分その人が今の8月25日の許可の窓口もあったかなという思いはしますから、その人をターゲットにして差し支えないんじゃないですかね。具体的な名前を言やあ、山田課長補佐、技術補佐か。

○伊藤委員長 わかりました。氏名がちょっとはつきりせんと請求できんので、ということで山田、退職されましたので前担当課長補佐ということでお呼びしてすればという御意見でございますが、これについていかがですか。

○木村委員 異議ありませんが、正式な職名は課長補佐ですか。（「技術補佐」と呼ぶ者あり）技術補佐でしょう。クリーンセンター技術補佐が正しい職名じゃないかと思いたすがね。

○伊藤委員長 暫時休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後1時59分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

技術補佐ということですので、先ほど申しました嘉村副市長、それから古谷前生活環境部長、吉村生活環境部次長に加え、山田前技術補佐、そして安田前入札検査室長、阿部土

木都市建設部長を参考人ということで招致するということよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決したいと存じます。

この出席いただく日時でございますが、19日、月曜日の10時から嘉村副市長、そして午後1時から古谷前生活環境部長と吉村生活環境部次長というふうに考えておりました。同じ部署ということで山田技術補佐も同席ということで、この午後1時からに加えたいというふうに考えてます。さらに、翌20日、火曜日に10時から安田前入札検査室長、そして午後1時から阿部土木都市建設部長というふうにしたいと存じますが、これについていかがでしょう。

○木村委員 同じ部署だということで、今のお話だと3人同席というふうにちょっと受け取ったんですが、私は一人ずつ個別に呼んでお話を聞いたほうが正確なあれが出ると思うんですが、どうでしょうかね。

○重川委員 私も、今、木村委員がおっしゃるような方法がいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見ございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 分離して招致するということですが、時間についてですが、分けるとしたらお一人1時間程度見ておけばというふうに考えますが、これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

○木村委員 質問ですけど、例の十何年前の5項目のときどうだったかちょっと記憶にないんですけど、例えば一人の証人が、参考人が来られて、それに対する質疑が初め1時間と予定しとっても、いろいろ紛糾して2時間になったりする。そうすると、次に呼んだ人がその間、待たなきゃいけない。その次に呼んだ人もさらに待たなきゃいけないということになるんじゃないかなと。その辺をどういうふうに処理したら一番いいかな。それに事務局も何か考えがあれば教えてほしいんですけどね。

○伊藤委員長 事務局とも協議していますが、その点については一緒に動くのが一番いいと思います。分けるとそうなります。

○田中健次委員 そういうことであれば、2日の日程を3日にして、1日午前中1人、午後1人ずつで3日間、聞くぐらいのほうがあえんじゃないですかね。午後は、場合によったら2人にしてもいいかもしれませんが。1日で4人っていうのはえらいですよ。できれば、1日2人で、午前中1人、午後1人でいくぐらいのほうがいいと思うんですけども、3日にして。

○伊藤委員長 ほかにございますか。分離して招致したほうがいいのかという理由をちょっと

もう一度、明確な理由が、前のときそうだったじゃなくて、今回分離したほうが良いと考えられる理由をちょっと述べていただければ。

○木村委員 それは、事実に対して同じ部署であってもいろいろニュアンスやら受け取り方は違うことも考えられますよね。その場合に、お互いに一緒にやっていたら顔を見合わせてどうやったかいなど、じゃこの辺で落ち着こうかっていうようなことになってはぐあいが悪い。だから、やっぱり正確に事を把握しようと思えば一人一人でない、もたれ合いや話し合いっていうことをその場でやれないということからしても、そのほうが必要だと思います。食い違いがあればあったで、それがまた一つ真相究明のかぎになりますから、だから一人一人やっぱり別々に呼んだほうが良いというふうに思います。

○田中健次委員 以前の市に絡む裁判で山口地裁の裁判、傍聴に行ったときあるんですけども、そのときにたまたま後に証人で呼ばれる市の職員がおったんですけども、その人はやっぱり傍聴は拒否されたと、後に証人で呼ばれるから。そういうことが裁判なんかじゃ一般的にあるようなので、やっぱりそれぞれ分けて呼ぶのが筋道じゃないかと思うんですけど。

○伊藤委員長 ほかには。今のが分離の理由であれば、これは、例えば午前、午後分けないほうがその理由に合致すると思います。要は、お昼の時間なんか挟んじゃうと幾らでも調整はできるということですね。きっちり時間を区切って絶え間なく、一人終わったら次を呼ぶという形にしないと幾らでもできますよ。今の理由を消化できませんけど。

○松村委員 そういうふうに言われると、確かに、例えば環境生活部のことを言えば3名おられて、こういう質問が来たでと、次の日になってこんな感じで聞かれりゃへんかとか、想定問答じゃないですけど、そうやって対処される可能性もあるなど。そう考えれば3人一緒に呼んで、一人ずつ聞くこともあると思うんで、かぶったりしないんじゃないかなっていうふうにはちょっと思うんですけどね。だから、例えばこの件は当時部長だった人に聞かなきゃいけないから古谷部長にというふうに名指しで聞けばいいわけで、その間に調整も何も行われませんよね、当然。行われるわけがない。ただ、分けることによって新たにそういう不安材料も増える。私はこういうふうに、きょう聞かれたと。あんた、あした出番だねと。こういうことも聞かれるんじゃないかとか。さらにまた、その後に山田技術補佐に、またこういうこと聞かれりゃせんかねとか、こういうふうな懸念もあると。そうすれば一緒にしたほうが良いのかなという。それとまた、審議のスピードアップ、これにもつながりますのでいいんじゃないかなというふうに思います。

○木村委員 その論理で言うと、ここへ挙がってる人、全部一緒呼ばんにゃいけんようになるわけよ。副市長と生活環境部長と土木都市建設部長と入札検査室長とクリーンセンター

所長と、みんなつながつとるわけだから。だからそういう点では、その論理を言うなら、もう1カ所に全部呼んでやらんにゃいけんようになるわけ。だから、ある程度すり合わせするとか、想定問答つくるということもあり得るかもしれないけれど、しかし、やっぱり一人一人呼んできちっとあれすれば、質問ただしていけば、やっぱりおのずと真実っていうのは出てくるというふうに私は思っています。だから、多少そういう危惧はあっても、すり合わせしたり想定問答する危惧はあっても個別に呼んだほうが真実により接近できるんじゃないかというふうには思ってますけどね。

○重川委員 先ほども木村委員のおっしゃる論理ということに同調したということで発言させてもらいますが、やはり分けたほうが、同じ席におると自分ではニュアンスの問題もありますし、やはりそういえばそうじゃったかというような、やはりどうしても流れるという言葉がいいかどうかわかりませんが、そう言われりゃそんな気がするのうとか、そんなことになるんで、やはり分離してきちんと聞くべきは聞いて、その方のニュアンスも含めて解釈を、やはりきちんと聞いたほうがいいというふうに私は思います。

○山根委員 私も分離して聞くっていう意見に賛成なんですけども、今ここに挙げられた6名ですか、これを6名の方を参考人として呼ぶとすれば午前は1人、午後は2人という時間配分ができると思いますので、きちんと時間を決めて、もうそこで打ち切るという形にして、待機なら待機してもらおうという形がとれるのではないかな。そうすると、さらにもう一日っていうことじゃなくって2日でできるのではないかなというふうに考えます。

○伊藤委員長 ほかにございますか。

○河杉委員 私も個別で呼んだほうがいいんじゃないかなとは思いますが、ただ呼ばれる方の呼び方ですよ。例えば証人として呼ぶのか、それから参考人として呼ぶのか。基本的に参考人として呼ぶのであるならば、その辺の考え方をある程度まとめておかないと、証人であるならば今度はその発言についてもそれぞれで責任が要りますので、証言について。ですから、例えば一緒にやれたとしても発言に、例えば口裏を合わせてこういうことしようとなれば、今度は偽証罪が発生しますし、しかしながら参考人、説明員であるならば、ひとつもあくまでも参考人としての意見ということで終わりますので。しかしながらある程度のそれぞれのニュアンスが違うと思いますので、そうすればそれぞれ個別で呼んでいろいろ話を聞いたほうがよりいいのかなとは思いますが。

○伊藤委員長 先ほど私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、参考人というふうにしていただいたというふうに私は認識しておりました。

いま一度皆さんにお諮りしておきます。さきに挙げました5名について、地方自治法第110条第5項に基づく参考人ということで御出席いただくということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 じゃそういうことに、参考人ということでございます。

○木村委員 さっきの時間割の問題ですけれど、時間がきたから何が何でも打ち切るっていうのは僕はやるべきじゃないと思います。一定の、2時間なら2時間、1時間なら1時間でいいんですが、一定の目安を決めといて多少それが延びることもあるかもしれない。だけど、その目安で事を運んでいくというふうにしたらどうでしょうか。午前中に1人、2時間ですか、午後2時間、2時間で4時間ぐらいになるかもしれませんが、あるいは1時間半でもいいですけども、その辺である程度目安決めといて、多少伸び縮みはあるというふうにしとったらどうでしょうかね。

○伊藤委員長 証人ということではないんですが、中に現職でない、もう既に退職された方も含まれておられますんで、御出席いただく場合に日時と場所、これを明らかにするのは礼儀であろうと考えております。ですから、時間は決めたいというふうに考えます。

○山本委員 先ほど19、20と2日間ということでしたけど、別に、この参考人の質疑の時間をとるということで3日になっても別に構わないわけですよ。日程的にいかがでしょうか。

○伊藤委員長 それは、日程の制限は特にはございません。

○三原委員 ちょっとまた木村委員の話に戻るんですけど、やはり私も木村委員と全く同じ意見なんですけど、予定的な時間っていうのは組むべきだと思いますけど、流れによってはそれがまた時間が延びたり、縮んだりということもある。そして核心的な重要な部分になると、ひよっとすると翌日と、また日にちを改めてということもあり得るかもしれません。今、委員長が相手様のことも考えて日時と時間は決めますということをおっしゃいました。これ委員長の独断で決められるものかどうか。

○伊藤委員長 決めますというのは、決めてお伝えしないと相手が困られますよということです。日時を（発言する者あり）はい、何時なるかわからんからその一日来ちょっとということじゃ困りますんで、何時からどなたに質問やると、つまり何時に来てくださいますということで御案内を差し上げると相手方も困られますよということです。

○三原委員 それ当然のことなんですね。当然のことで、先ほど木村委員と今、私も言っているのと同じことなんですけど、じゃ予定時間はあるけど延びる可能性も十分認められるということで理解してよろしいですね。

○伊藤委員長 私は、あんまりお待たせすべきじゃないと思っています。

○田中健次委員 いや、あんまりお待たせすべきではないので午前中に1人、午後に1人というのが非常に適切な呼びの仕方ではないかというのが私の最初の提案なんですよ、

そういうことも考えて。それを例えば1時から、例えば3時で終わりだとか2時で終わりだとか言って次の人を待たせるような形になってもいけないので、午前中にお一人、午後にお一人、そういう形で、確かに時間とれば午後2人呼べるかもしれませんが、我々も質問を整理したりそういったことも、多少頭の中整理もせにゃ、詰め込みでばんばん、参考人で話を一日に6時間とか、4時間も5時間も聞くというのかなり大変にはなるわけですよね。そういう意味で午前中にお一人、午後にお一人で、今6人であれば2日を一日延ばして3日にすればいいじゃないかと、こういう意味で最初に申し上げたんで、ぜひその辺をお考えください。

○伊藤委員長 最初に木村委員がなぜ分離するかと言われた目的なんですけども、どなたかの意見に引きずられるという可能性もあると、一緒におられれば、ということなんですけど、そうすると今の生活環境部の中に3名、参考人でお呼びしようという方がいらっしゃるんで、この方をお呼びする日が2日にまたがってもええということですね。それはしようがないと。（「しようがないです」と呼ぶ者あり）

○三原委員 ちょっと委員長の言われることが、ちょっとある意味でわかるということなんですけど、一番重要な点是一緒になると答えたくても答えにくい部分があると、ということでしょう。そういう部分が往々にして私はあると思ってるんですよ。やはり一緒だとどうしても言いたい、答えたいけどよう答えなかったとか、そういうこともあり得るとい部分のことに配慮して分離したほうがいいという考えに至ってるんだと思いますけど。

○木村委員 それと、これはそれこそ6人を一緒に呼んで相談する暇もなくやること以外は、それ以外はお互いに話し合いすることは避けられないんですよ、ある程度。ただ、いろんな話し合いやらすり合わせやら想定問答やっても、真実っていうのは一つしかないわけですから、いろいろ聞いていけばそれは真実じゃないことはおのずとあらわれてくるし、また我々もそこを目指して頑張らなきゃいけないわけで、だから余り証人、参考人の方々が対策を練るだろうというようなことは余り考えなくても、それはあると思いますよ、あると思いますけど、余りそのことで真実が隠ぺいされるということは私はないというふうに信じていますので、今聞いてて田中健次委員の言われるのが合理的かなと。午前1人、午後1人。時間が余れば我々のその当日の総括なり、我々だけの協議をやる必要も当然出てきますから、そういう時間にも当てられるんじゃないかなと。だから、田中委員さんの提案に賛成です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。では、分離してお呼びするという御意見が多いようございしますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 分離となると生活環境部においてのお呼びする順番ということになりますけども、これは部長から次長、そして補佐というふうに下がっていくのか。補佐からお呼びしたほうがいいのか。まず、この順番について協議してください。

○田中健次委員 余り、どちらでもいいと思いますので、最初に副市長を呼ぶわけですから、副市長から呼べば部長、次長って下がるっていいのか、いけばいいんじゃないですかね。

○伊藤委員長 いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 となると、委員長案を申しますけども、19日の月曜日、10時から嘉村副市長、そして午後1時から古谷前生活環境部長、翌20日、午前10時から吉村生活環境部次長、午後1時から山田前技術補佐、21日、10時より安田前入札検査室長、午後1時から阿部土木都市建設部長ということではいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、そのように市の出席者に関してはお願いをしたいと存じます。そのように……

○土井委員 ちょっと確認だけさせちゃってもらいますけれども、一応この方たちは参考人でおいでいただくということですが、参考人は出席拒否もできるんですよ。（「できます」と呼ぶ者あり）だから、一応参考人としては決めてますが、例えばそれぞれの方々の話が最後までずれたまんまであれば、やっぱりその発言に責任を持ってもらわんにゃいけんとか、あるいは出席拒否をされたときとかを考えれば、一応やってみて、その結果で証人としておいでいただくってということもあるということをちゃんと留保しちよってもらわんと困るんですが。

○伊藤委員長 当然審議、調査の過程で出席を拒否された、または各参考人の証言の中でそごが埋まらないということがあれば、そういったことも考えられるというふうに思っております。

○重川委員 この参考人、これ私が参考までにお尋ねするんですが、書類とか、それからメモとか、そういうものは持ち込みはできるわけですかね。

○伊藤委員長 参考人だからできます。それでは、出席いただく日時、先ほど御協議いただいたように決したいと存じます。

次に、県の職員の方についてでございます。4月の22日、木曜日ということになるかと存じます。お呼びするお相手としては、廃棄物・リサイクル対策課について招致したいというふうに考えております。招致することが決定いたしましたら、日程調整を県のほ

うと行いたいと存じますが、いかがでしょうか。

○土井委員 どういう話が市の職員から聞けるかわかりませんが、間一日ほど市の職員の発言をまとめて、県にお尋ねをするというのを整理する分が要りゃせんかいのというような感じもせえでもないですがね。

○伊藤委員長 ということは、23日がええということですね。いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、4月の23日に県の廃棄物・リサイクル対策課について招致をしたいと、こういう方向で日程調整を県のほうで行いたいというふうにいたします。よろしいですね。

○三原委員 今のお話では、廃棄物・リサイクル対策課のだれをお呼びするんですか。

○伊藤委員長 担当者です。これは協議してみないとわからん。

○三原委員 それを一番最初の起りこりは、ここの健康福祉センターの所長にということでお尋ねしたということになっていると思いますので、その点を入れていただきたいと思いますが。

○伊藤委員長 所管としては健康福祉センター、保健センターもリサイクル対策課ということでございますので同じことだろうと思うんですが、県の中での意見のそごというか、主張のそごも明らかにする必要があると、そういう感じです。

○三原委員 というより直接で一番最初の起りこりからいろいろ精査してみますとこのセンターの方が、所長さんですかね、そこからスタートしていると思うんですよ、一番最初は。例えば、この方が出られてもらって、対策課のほかの担当の方が出られてきても、直接携わった方のお話が聞けないということになると思うんですが、どうでしょうか。

○伊藤委員長 ちょっと確認なんですけど、市が最初に保健センターと話をしたんですか。そういう話でしたか、（「そういう話でした」「10月16日に」と呼ぶ者あり）じゃこれは、これについていかがですか。いかがですか。いいですか。

○重川委員 当然こういう調査特別委員会が設置されて、これから問題点を究明しようということであれば、やはり当事者というのが、やはり一番糸口の取っつきというのはやはり当事者だと思います。

○伊藤委員長 ほかにございますか。保健センターだけでよろしいですか。

○河杉委員 今、先ほど意見がございましたように、10月16日に防府の健康福祉センター、環境保健所と協議いたしましたって、これ副市長の答弁ですけれども、ございます。その後、今度は県のリサイクル廃棄物対策室ですか、そこと今度は原案によって協議をしておりますので、話を聞くだけならばやはり県の福祉センターの方と、それから県の産業

廃棄物対策室の当時の課長さん、今、これ見ると課長さんになりますけれども、その方、当時の。の見解っていうことでよろしいと思いますけれども、よろしいんじゃないですか。

○伊藤委員長 環境保健所は、先ほどとは違って、窓口だけじゃなくて所長さんだけでよろしいということですね、今度は。市の場合は担当者もということでしたが。

○土井委員 大変難しい話ですけども、所長なのかりサイクル何とか課も対策課も課長なのか担当なのかわからんですよね、実は。（「そうです」と呼ぶ者あり）執行部の答弁も、最後には国へ陳情しちゃあいけんというて未契約繰越なんかね、名前教えちゃらんというて言うちよるわけですよ。まずその名前を出してくれんにゃ、だれを呼ぶかというのがちゅうかいわからん。10月16日の答弁の中でも所長に相談したとは言っていない。2月の2日か3日のときには所長が説明に来たとかって書いてありますが、だから、今ここでAさんじゃBさんじゃと言うたって、本当言うちゅうかいわからんのですよ。だれが、どこで、どういう交渉なされたのかというのは。要するに、具体的に県と市の協議の窓口になった人というていう、本当に極端な言い方するとないんですよ。多分所長ではないような気がしますね、多分。

○伊藤委員長 ということ、私としましては、廃棄物・リサイクル対策課にお願いして答えられる方に出ていただくということで御提案申し上げたわけです。やはり環境保健所の方がどなたか必要ですか、参考人として。

○木村委員 今、土井委員が言われたように、市のまず職員の調査の中で実際に県はどなたが担当されたのか、対応したのか、そういうことを明らかにして、その時点で人物を特定したらいいんじゃないでしょうか。とりあえずは今、日程だけ、これから以降は県の人を参考人に呼びますよということだけ決めておいて、やっといたらどうでしょうか。時間、早目に言わないといけないということがあるのか。それちょっと。

○田中健次委員 だから、それぞれ県の本庁のほうも、この出先の防府の環境福祉センターのほうも、当時の担当者という形をお願いするべきじゃないかと思うんですけどもね。今、責任があって、今時点の県の統一見解を聞いてもしようがないわけですよ。当時の具体的な行政指導というのか、それをどういうふうにしたのかということが今ひとつ大事なわけで、県の統一見解を何か、今時点の統一見解を聞いてみても、それは統一見解であって具体的に県の行政指導というものがどういうふうにあったのかと、どういうふうにされたのかいうことを聞かないといけないと思いますので、リサイクル対策課も、例えば今の課長さんじゃなくて、その人はひょっとしたら、もう、どこか行っているかもしれないけれども、その担当者の人をお願いするというのが一番正しいんじゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○松村委員 私もそのように思うんですけども、えてして1人の担当者ですべてが終わらない場合が、事例が、事柄があるんじゃないかなど。例えば、これ、前、県が記者発表した資料ですけど、実際はこの人が担当してないとか何とか今ちょっと聞きましたけど、班長とか、その班の職員っていうのがおります。やっぱり職務をする上で分担してやっぱりやった経緯とかもあるかもしれませんし、そういう場合は2人を呼ぶということになるんですかね、別々に呼ぶという原則からすれば。その辺はどうなるんかちゅうのはちょっと聞いてみたいと思うんですけど、皆さんに。

○木村委員 同じことを言うこと、同じこと言っているのかもしれませんが、とにかく今、特定はできませんけども、市と直接電話で話したとか、あるいは対面して話したとか、その人をまず呼ぶということを原則にしたほうがいいと思いますね、さっきからの話によりますと。とにかく市と実際に話をした、電話でしたか、会って話をしたか、あるいは文書を交付したか、そういう人たちからまず、聞くということが一番大事なことで、それを段々抽象化して行って、今の田中委員の話によると、統一見解みたいなものになっていったのを聞いても余り意味がない、いうふうに思いますが。その人物を特定するのは、今、市がはっきり言ってませんからわかりませんが、そうやって指定すればいいんじゃないでしょうかね、直接。

○伊藤委員長 暫時休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時35分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

私の意見を述べさせていただければ、電話に出た職員をお呼びすると。それが何人おるかわかりませんし、というよりは責任者の方に出させていただいてお聞きするのが一番かというふうに考えておりました。しかし、当時の担当っていうのが何人おられるかわかりませんが、という方を呼べと、もしくは電話に出た人を呼ぶべきだという御意見もございます。しかし、これは人物の特定は現時点でできかねます。ですので、県の方をお呼びする日にちだけをまず決めたいと。そこで、人物の特定に関しては、県の方と協議させていただいて当時の担当という方を教えていただき、お呼びするという形ではいかがでしょうか。

○三原委員 県と協議して担当の方を呼ぶっていうの、別に否定はしませんが、19日の初日に副市長と、当時の生活環境部長、ここで折衝というか、相手が明らかになると思います。その時点で決めればいいことじゃないかと思えますけど。県のほうで決めていただくよりは、この2人がここで参考人で来られて、どなたとお話をしたとかいうふうになっ

たとき、また明らかになると思いますので、その結果でお呼びするというのを、相手方を決めればいいことではないかと思えます。

○伊藤委員長 その当時の担当者がまだ県に在職しておられるかどうかわかりませんが、もしかしたら今もう一般の方になられているという可能性もあります。そうすると、19日にそれを、19、20日ぐらいでそういうのがはっきりしてきて、23日に来いというのは、私は少し無理があるかなというふうに考えておりますので、ということは、日程的にはさらに後に県の方をお呼びするということになるかというふうに考えております。構いませんか。

○田中健次委員 日程的にそうならざるを得んのなら、それでしようがないんですけども、今、市のほうも、例えば部長はともかく部次長などはある程度、健康福祉センターに行ったり、それからしてるわけですね。だから、今の市の職員に相手の人はだれだったかというふうに聞けばわかる話で、相手の人はだれだったかっていうのはわかる話で、だれと最初に窓口で話をしたのか、最初じゃないにしても主に窓口で話をしたのかいうことは聞けばわかる話で、この場では今わからないですけども、そんなにそれは時間要する問題じゃないと思うんですけども。ぜひそういうことだろうと思うので、そこは十分に間に合うような形で、聞く相手は県と協議するのではなくて、市の実際に窓口でいろいろ話した人に聞けばわかる話ですね、相手方だれだったのかと。聞いたほうと言ったほうの行政指導がどうだったかということをお県の関係では聞くわけですから、それは県と協議してだれに来てもらうかということを決めるのではなくて、市の担当者が相手方だれだったかということをお聞かせいただければいい話ですから、そんなに時間がかかるような話ではないと思えますので、その辺ぜひ御検討ください。

○伊藤委員長 皆さんの中で多い御意見まとめますと、県のどなたをお呼びするかということについて、直接市の職員とやりとりをした方、面談もしくは電話ということで考えておられるんですね。責任を持つ課長とかじゃなくて、直接の面談、やりとりをした、交渉した職員ということですね。

○山田委員 確かに、窓口でっていうところの意見も聞くことも、それは大切とも思うんですけど、でもやっぱり一番大事なのはジャッジできる人のところで判断するわけですから、担当者が要は新入社員に聞いてっていうところも市の職員はないと思えますので、たちまちはジャッジできる方っていうところで呼んでいただくっていうふうに決めといて、その審議の中で19日、20日、21日の中でそういうお話が担当者の中でジャッジできる人でしたというのであれば、その人を呼んでいただくっていう方がいいんじゃないかと思うんですが。

○松村委員 割り出しについてですけども、ちょっと今るる皆様の御意見聞きよったんですけども、確かに市の職員が指名する参考人の人がいいとは思いますが、確かにその人がすべて判断したのかとなったときに、今、山田委員が言われたようなこともあると思います。その辺については、今ここでその議論しても割り出しはできないと思いますので、できましたら後日、委員長裁量で調整していただいて割り出しをしていただけたらと思って、おかしいですかね。おかしいですか。

○木村委員 とにかく今は言った言わない、やったやらないっていうことが問題になっとるわけですよ。それはだれがやったかっていうと、直接話をした人が言ったか言わないか、あるいは指導したかしないか、これが問題なんです。それ山田委員が言われるように、その指導責任っていうものはその人の上司なり何なりであると思いますが、その人のその上司の意見なんかを意思決定する、なぜそういう意思決定をしたかっていう点で疑問があればその人たちも呼ぶ、追って呼ぶ必要もあるかもわかりません。今一番大事なものは、市と直接話をした人がどういうことを言ったのか言わなかったのか、それがもう一番の問題になってるわけですから、そこでやっぱりまず、そこから出発すると。そして、必要とあればなぜそういう意思決定をしたのかと。それは課長が言ったからですって言えば課長を呼べばいいわけだし、そういうふうにやっていくべきだと思う。だから、私はこの参考人の呼び方は委員長裁量じゃなくて、やっぱここで、みんな一致してできるところで決めておくべきだというふうに思います。

○伊藤委員長 ほかにございますか。ちょっと本日、決することは事実上できません。今の木村委員の御意見に多くの方が御賛同されるようであれば、これは3人おれば3人、4人おれば4人と全部お呼びするということになりますが、そういうことですか。

○土井委員 いろいろお伺いしましたけども、要するに市役所が次の行動に移すもとなつた、原因をつくった、原因を発言されたその人が来りゃええわけですよ、早う言やあ。Aさん、Bさん、Cさんおっちゃんのうても、とにかく次のほう、要するに10月16日といえば、スケルトンであれば許可は要らんと。ただ、何かこないだの市の発言ではグレーゾーンちゅうて県は言ったって、グレーゾーンでよう市も動いたなと僕は思うんですけど、それはそうとして、グレーゾーンならグレーゾーンですと言った人はだれなのかということです。次の行動に移る原因をくれた人を呼べばええ。そねえ2人も3人もおらんでも。その場所場所で、時々で人が違えばもちろん2人も3人もなるかもしれませんが、と思いますが。

○伊藤委員長 そういうことでいいですか。（「最初はね、取っかかりが一番大事なことだからね」と呼ぶ者あり）その中で言った言わんがどうしてもまだ出るということであれ

ば、もしかしたら本当に電話をとった方、うちの市の職員と話をされた方にお話をということになるかもしれません。それは必要に応じて招致することもあるかもしれませんが、委員会としては今、土井委員がおっしゃったような決定を下した人、この方をまずはお呼びすることである程度の事情はわかる、明らかになるのではないかというふうに思っていますが、いかがですか。（「ちょっと暫時休憩してもらって」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 5 分 休憩

午後 3 時 0 8 分 開議

○伊藤委員長 では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどから懸案となっておりました県の職員の方あるいは前、元職員の方に対する参考人としての招致でございますが、現時点ではどなたをとということが特定できませんので、先ほど 14 日までに記録を提出請求するということを決しましたので、この書類を精査する中で県の方、招致する方については決めていきたいというふうに考えております。

ただ、日時に関してでございますが、先ほど 19、20、21 と市の職員あるいは前職員を参考人としてと、お呼びしての調査ということでありましたので、一日置きまして 23 日の金曜日ですかね、（「はい」と呼ぶ者あり）23 日金曜日に県の方をお呼びするということにしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決めます。

次に、日程についても一度確認をいたしますけども、先ほど御協議の中で、協議いただいた中で触れましたが、次回、第 3 回の特別委員会になりますけども、こちらの開催は 4 月 19 日午前 10 時より、第 4 回の開催については 20 日午前 10 時、第 5 回の開催については 21 日午前 10 時、一日あけて第 6 回の開催を 23 日午前 10 時よりといたしたいと存じますが、いかがでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、日程につきましては、ただいま決したようにいたします。

最後に、本特別委員会の調査経費でございます。平成 21 年度分として 10 万円以内ということで議決をいたしました。平成 22 年度分の議決が必要でございます。22 年度分は調整した結果、65 万円以内といたしたいと存じます。つきましては、お手元にお配りしております地方自治法第 110 条及び防府市議会会議規則第 14 条の規定に基づきまして委員会として議案を提出したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。よって、別紙のとおり調査経費について議長に提出をいたします。

続きまして、マスコミ等への対応ということですが、当委員会は原則公開で行います。しかしながら、参考人の方が証言しやすい環境または個人情報の保護等を考えますと、報道等によるカメラの撮影、録音等については一定の制限を加えたほうがよいかと存じます。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、詳細については委員長の裁量にお任せいただくということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、そのようにさせていただきます。

○伊藤委員長 以上で、本日の協議事項の審議についてはすべて終了いたしました。

お手数ですが皆さん、御起立を願います。それでは、これをもって委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 1 1 分 散会

防府市議会委員会条例第 3 0 条第 1 項の規定により署名する。

平成 2 2 年 4 月 7 日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央